

周南市防災会議条例の一部を改正する条例制定について

周南市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市防災会議条例の一部を改正する条例

周南市防災会議条例（平成15年周南市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項を次のように改める。

6 委員の定数は、50人以内とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市防災会議条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ2人、3人、3人、16人、3人、8人及び6人以内とする。</u></p> <p>7・8 (略)</p>	<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 委員の定数は、50人以内とする。</u></p> <p>7・8 (略)</p>